

平成30年度特定最低賃金（産業別）（北海道）

産 業	時間額（発効年月日）	適用が除外される者
処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	871円 (平成30年12月1日)	1.18歳未満又は65歳以上の者 2.雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3.清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4.手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰め業務に主として従事する者
鉄 鋼 業 ※「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	948円 (平成30年12月1日)	1.18歳未満又は65歳以上の者 2.雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3.清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4.みがき又は塗油の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ※「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）」を除く	868円 (平成30年12月1日)	1.18歳未満又は65歳以上の者 2.雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3.清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4.みがき又は塗油の業務に主として従事する者 5.手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスクング又は脱脂の業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 6.熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務は除く。）
船舶製造・修理業 船体ブロック製造業 ※「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く	866円 (平成30年12月1日)	1.18歳未満又は65歳以上の者 2.雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3.清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4.みがき又は塗油の業務に主として従事する者

平成30年度特定最低賃金（産業別）（青森県）

産 業	時間額（発効年月日）	適用が除外される者
鉄 鋼 業 ※高炉による製鉄業、表面処理鋼材製造業を除く	877円 (平成30年12月21日)	(1) 18歳未満又は65歳以上の労働者 (2) 雇入れ後6月未満であって、技能習得中の労働者 (3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する労働者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ※電球・電気照明器具製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く）及び電子計算機・同附属装置製造業を除く	806円 (平成30年12月21日)	(1) 18歳未満又は65歳以上の労働者 (2) 雇入れ後6月未満であって、技能習得中の労働者 (3) 部分品・機器等の組立て又は加工業務のうち、小型電動工具又は手工具を用いて行うかしめ、バリ取り、巻線、穴あけ、部分品の取付け又は小型機器の簡易な操作に主として従事する労働者 (4) 清掃、片付け、賄い、運搬又は警備の業務に主として従事する労働者
各種商品小売業 (衣食住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所)	798円 (平成30年12月21日)	(1) 18歳未満又は65歳以上の労働者 (2) 雇入れ後3月未満であって、技能習得中の労働者 (3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する労働者
自動車（新車）小売業、中古自動車小売業、自動車部分品・附属品小売業 ※二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く	838円 (平成30年12月21日)	(1) 18歳未満又は65歳以上の労働者 (2) 雇入れ後3月未満であって、技能習得中の労働者 (3) 清掃、片付け、洗車又は賄いの業務に主として従事する労働者

平成30年度特定最低賃金（産業別）（岩手県）

産 業	時間額（発効年月日）	適用対象	適用が除外される者
鉄鋼業、金属線製品、 その他の金属製品製造業	829円 (平成30年12月28日)	・鉄鋼業（①高炉による製鉄業②銑鉄鋳物製造業③可鍛鋳鉄製造業④鉄鋼シャースリット業⑤鋳鉄管製造業⑥他に分類されない鉄鋼業を除く） ・金属線製品製造業（ねじ類を除く） ・その他の金属製品製造業	(1) 18歳未満又は65歳以上の労働者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満の労働者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する労働者 (4) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業については、上記(1)～(3)の労働者のほか、 ①手作業による包装又は袋詰め業務に主として従事する労働者 ②手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、かしめ、取付け、巻線又はバリ取りの業務に主として従事する労働者 (5) 光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業については、上記(1)～(3)の労働者のほか、手作業による包装、袋詰め又はバリ取り若しくは検品の業務に主として従事する労働者
光学機械器具・レンズ、 時計・同部分品製造業	809円 (平成30年12月28日)	・光学機械器具・レンズ製造業 ・時計・同部分品製造業	
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	796円 (平成30年12月28日)	・電子部品・デバイス・電子回路製造業 ・電気機械器具製造業（①民生用電気機械器具製造業②電球・電気照明器具製造業③電池製造業④医療用計測器製造業（心電計製造業を除く）⑤その他の電気機械器具製造業を除く） ・情報通信機械器具製造業	
百貨店、総合スーパー	800円 (平成30年12月28日)	岩手県の区域内で百貨店、総合スーパー、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーに分類されるものに限る。）を営む使用者	
各種商品小売業	767円 (平成28年12月11日)	岩手県の区域内で各種商品小売業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が各種商品小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者	
自動車小売業	838円 (平成30年12月28日)	自動車小売業のうち ・自動車（新車）小売業 ・中古自動車小売業 ・自動車部分品・附属品小売業 なお、二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）については、岩手県最低賃金が適用される。	

平成30年度特定最低賃金（産業別）（宮城県）

産 業	時間額（発効年月日）	適用が除外される者
鉄 鋼 業	898円 (平成30年12月20日)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
鉄鋼業（高炉による製鉄業、銑鉄鋳物製造業（鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く）、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）		
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	841円 (平成30年12月20日)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務 ハ 手作業による部品の差し、曲げ若しくは切りの業務又は目視による検査の業務 ニ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務
電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）		
自動車小売業	865円 (平成30年12月20日)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者
自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）		

平成30年度特定最低賃金（産業別）（秋田県）

産 業	時間額（発効年月日）	適用する使用者	適用が除外される者
非鉄金属製錬・精製業 （非鉄金属合金製造業を含む）	871円 （平成30年12月24日）	次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 （1）左端欄の産業 （2）左端欄の各産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 （3）純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が左端欄の各産業に分類されるものに限る。）	（1）各産業共通 ・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後6ヶ月未満の者であつて、技能習得中のもの ・清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者 （2）電子部品・デバイス等製造業のみ ・電気部品の組立又は加工の業務のうち、主として卓上において行う組線、巻線、はんだ付け、取付け又は検査の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ、電気音響機械器具製造業を除く）	808円 （平成30年12月24日）		
自動車・同附属品製造業	845円 （平成30年12月24日）		
自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業	838円 （平成30年12月24日）		

平成30年度特定最低賃金（産業別）（山形県）

産 業	時間額（発効年月日）	適用する使用者の範囲	適用が除外される者
ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業	837円 (平成30年12月25日)	ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業（家庭用エレベータ製造業及び冷凍機・温湿調整装置製造業を除く。以下同じ。）、他に分類されないはん用機械・装置製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、化学機械・同装置製造業、真空装置・真空機器製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、他に分類されないはん用機械・装置製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、化学機械・同装置製造業又は真空装置・真空機器製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け、賄い又は手作業による包装の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	821円 (平成30年12月25日)	電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（民生用電気機械器具製造業、電池製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は賄いの業務 ロ 手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務 ハ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め、塗布、選別又は部品の差し、曲げ若しくは切りの業務

自動車・同附属品製造業	836円 (平成30年12月25日)	自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け、賄い又は手作業による包装の業務に主として従事する者
自動車整備業（自動車分解整備の業務に従事する者に限る。）	840円 (平成30年12月25日)	自動車整備業（原動機付自転車に係るものを除く。以下同じ。）、純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車整備業に分類されるものに限る。）又は道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条の自動車分解整備事業を営む使用者	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

平成30年度特定最低賃金（産業別）（福島県）

産 業	時間額（発効年月日）	適用が除外される者
非鉄金属製造業	847円 (平成29年12月16日)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者 (4) (1)～(3)のほか「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」にあつては、小型電動工具若しくは手工具を用いて行う穴あけ、かしめ、巻線、組線、取付け又は小物部品の包装若しくは箱入れの業務に主として従事する者
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業	849円 (平成30年12月15日)	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）を除く。）	815円 (平成30年12月19日)	
輸送用機械器具製造業	851円 (平成30年12月14日)	
自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付き自転車を含む。）を除く。）	848円 (平成30年12月21日)	

平成30年度特定最低賃金（産業別）（茨城県）

産 業	時間額（発効年月日）	適用範囲	適用が除外される者
鉄 鋼 業	916円 (平成30年12月31日)	茨城県内の鉄鋼業の事業所で働く労働者	手作業による製品の洗浄又は包装の業務に主として従事する者
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	880円 (平成30年12月31日)	茨城県内のはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業のいずれかの事業所で働く労働者 ただし、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業（糸糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）を除く）、包装・荷造機械製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所で働く労働者を除く。 並びに、業務用機械器具製造業のうち、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所で働く労働者を除く。	イ 賄いの業務 ロ 手作業による小物部品の包装若しくは箱入れ又は製品の洗浄若しくはバリ取りの業務 ハ 主に、卓上において操作が容易な手工具又は小型手持電動工具を用いて行う組線、巻線、組付け又は取付けの業務
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	877円 (平成30年12月31日)	茨城県内の計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所。並びに電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業のいずれかの事業所で働く労働者。 ただし、電気機械器具製造業のうち電球製造業、一次電池（乾電池、湿電池）製造業、医療用電子応用装置製造業、情報通信機械器具製造業のうちラジオ受信機・テレビジ	

		オン受信機製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業のうち音響部品・磁気ヘッド・小型モーター製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所で働く労働者を除く。 また、測量機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所で働く労働者を除く。	
各種商品小売業	849円 (平成30年12月31日)	茨城県内の各種商品小売業の事業所で働く労働者 なお、各種商品小売業とは、衣・食・住にわたる各種の商品を販売する事業所で、そのいずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所をいう。 (百貨店・総合スーパー・よろず屋等)	

適用除外労働者（共通）

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付けの業務に主として従事する者

平成30年度特定最低賃金（産業別）（栃木県）

産 業	時間額（発効年月日）	適用産業	適用が除外される者
塗 料 製 造 業	943円 (平成30年12月31日)	E1644 塗料製造業	(1) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (2) 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務に主として従事する者
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	889円 (平成30年12月31日)	E25 はん用機械器具製造業 E26 生産用機械器具（建設用 ショベルトラック製造業、繊維機械製造業（縫製機械製造業を除く。）を除く。） E271 事務用機械器具製造業 E272 サービス用・娯楽用機械器具製造業	(1) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (2) 次に掲げる業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 イ 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う熟練を要しない穴あけ、かしめ、曲げ又は電線の切り・被覆のはく離・組線・結束・組付けの業務
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	889円 (平成30年12月31日)	E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 E29 電気機械器具製造業（電池製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業を除く。） E30 情報通信機械器具製造業	(1) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (2) 次に掲げる業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 イ 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う熟練を要しない簡易な組立て、穴あけ、かしめ、曲げ、バリ取り又は電線の切り・被覆のはく離・組線・巻線・結束の業務
自動車・同附属品製造業	896円 (平成30年12月31日)	E311 自動車・同附属品製造業	(注1)「自動車・同附属品製造業」においては、手作業により又は手工具
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業	889円 (平成30年12月31日)	E273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業（理化学機械器具製造業を除く。） E274 医療用機械器具・医療用品製造業 E275 光学機械器具・レンズ製造業 E2973 医療用計測器製	(注1)「自動車・同附属品製造業」においては、手作業により又は手工具

		造業（心電計製造業を除く。） E323 時計・同部分品製造業	若しくは小型手持動力機を用いて行う熟練を要しない穴あけ、かしめ又は電線の切り・被覆のはく離・組線・巻線・結束・組付けの業務 ハ 目視による部品の（選別又は）検査の業務 ニ 手作業による小物部品の包装、袋詰め、箱詰め（又は運搬）の業務 (注2)「（選別又は）」及び「（又は運搬）」については、「自動車・同附属品製造業」において除く。
各種商品小売業	850円 (平成30年12月31日)	I56 各種商品小売業（衣、食、住にわたる各種の商品を小売するが、いずれが主たる販売商品であるかが判別できない小売業）	(1) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (2) 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務に主として従事する者

適用除外労働者（共通） 18歳未満又は65歳以上の労働者

平成30年度特定最低賃金（産業別）（群馬県）

産 業	時間額（発効年月日）	適用する使用者	適用が除外される者
製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	897円 (平成30年12月20日)	群馬県の区域内で製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業（銑鉄鋳物製造業（鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く）及び可鍛鋳鉄製造業を除く。以下同じ。）、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が製鋼・製鋼圧延業又は鉄素形材製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者	手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行うバリ取り、選別、袋詰め、表示、検数、秤量その他これらに準ずる軽易な業務
ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業（真空装置・真空機器製造業を除く。）及び他に分類されない生産用機械・同部分品製造業を除く。以下同じ。）、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）、包装・荷造機械製造業、化学機	886円 (平成30年12月20日)	群馬県の区域内でポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業（真空装置・真空機器製造業を除く。）及び他に分類されない生産用機械・同部分品製造業を除く。以下同じ。）、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、輸送用機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業又は輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者	イ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、組付け、はんだ付け、バリ取り、選別、袋詰め、箱入れ又は箱詰めの業務 ロ 手作業による包装、洗浄、レッテルはり、検数、秤量、部品の差し、曲げ又は切りの業務 ハ 軽易な運搬、工具又は部品の整理その他これらに準ずる軽易な業務

		械・同装置製造業、金属加工機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、事務用機械器具製造業又はサービス用・娯楽用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	886円 (平成30年12月20日)	群馬県の区域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電球製造業、電池製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者	イ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、組付け、はんだ付け、バリ取り、選別、袋詰め、箱入れ又は箱詰めの業務 ロ 軽易な運搬、工具又は部品の整理その他これらに準ずる軽易な業務
輸送用機械器具製造業	886円 (平成30年12月20日)	群馬県の区域内で建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、輸送用機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業又は輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者	イ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、組付け、はんだ付け、バリ取り、選別、袋詰め、箱入れ又は箱詰めの業務 ロ 手作業による包装、洗浄、レッテルはり、検数、秤量、部品の差し、曲げ又は切りの業務 ハ 軽易な運搬、工具又は部品の整理その他これらに準ずる軽易な業務

適用除外労働者（共通） (1) 18歳未満又は65歳以上の者
(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
(3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者

平成30年度特定最低賃金（産業別）（埼玉県）

産 業	時間額（発効年月日）	適用が除外される者
非鉄金属製造業 （非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属素形材製造業及びその他の非鉄金属製造業を除く。）	924円 （平成30年12月1日）	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務に主として従事する者 4 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）を除く。）	930円 （平成30年12月1日）	
輸送用機械器具製造業（産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業及びその他の輸送用機械器具製造業（自転車・同部分品製造業を除く。）を除く。）	939円 （平成30年12月1日）	
光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	938円 （平成30年12月1日）	
各種商品小売業（百貨店や総合スーパーなどの衣・食・住にわたる各種の商品を一括して一事業所で小売する事業が該当する。）	849円 （平成28年12月1日） ※埼玉県最低賃金898円が適用される	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む。）を除く。）	936円 （平成30年12月1日）	3 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

平成30年度特定最低賃金（産業別）（千葉県）

産 業	時間額（発効年月日）	適用が除外される者
調味料製造業 (味そ製造業を除く。)	889円 (平成29年12月25日) ※千葉県最低賃金 895円が適用される	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であ って、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主 として従事する者
鉄 鋼 業	965円 (平成30年12月25日)	(1) から (3) は上記に同じ
はん用機械器具、生産用機械器具製造業 ※はん用機械器具製造業…家庭用エレベ ータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業、 その他のはん用機械・同部分品製造業（他 に分類されないはん用機械・装置製造業を 除く）及びこれらの産業において管理、補 助的経済活動を行う事業所を除く ※生産用機械器具製造業…建設機械・鉱山機 械製造業のうち建設用ショベルトラック 製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機 械製造業、生活関連産業用機械製造業のう ち包装・荷造機械製造業、その他の生産用 機械・同部分品製造業のうち金属用金型・ 同部分品・附属品製造業、非金属用金型・ 同部分品・附属品製造業、ロボット製造業 及びこれらの産業において管理、補助的経 済活動を行う事業所を除く	(1) から (3) は上記に同じ (4) 次に掲げる業務に主として 従事する者 イ 手作業による又は手工具若 しくは小型動力工具を用い て行うかす取り、バリ取り、 かしめ、選別、検数、さび止 め又はマスキングの業務 ロ 手作業による又は手工具を 用いて行う包装、袋詰め、箱 詰め又はレッテルはりの業 務 ハ 軽易な運搬、工具又は部品 の整理、賄いその他これらに 準ずる軽易な業務	
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (電球・電気照明器具製造業、電気計測器製 造業及びこれらの産業において管理、補助的 経済活動を行う事業所を除く。)	928円 (平成30年12月25日)	(1) から (3) は上記に同じ (4) 次に掲げる業務に主として 従事する者 イ 主として手作業による又は 手工具若しくは小型電動工 具、操作が容易な小型機械を 使用して行う部品の組立て 又は加工業務のうち、組線、 巻線、端末処理、はんだ付け、 取付け、穴あけ、みがき、刻 印打ち、かしめ、バリ取り、 材料の送給、選別の業務 ロ 塗油、検品の業務 ハ 手作業による袋詰め、包装 の業務 ニ 軽易な運搬、部品等の整理、 賄い等の雑役業務
計量器・測定器・分析機器・試験機・ 測量機械器具・理化学機械器具製造業、 医療用機械器具・医療用品製造業、 光学機械器具・レンズ製造業、 時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	887円 (平成29年12月25日) ※千葉県最低賃金 895円が適用される	(1) から (3) は上記に同じ (4) 次に掲げる業務に主として 従事する者 イ 主として部品の組立て又は 加工業務のうち、手作業によ

		る又は手工具若しくは小型 電動工具、操作が容易な小型 機械を用いて行うかえり取 り、バリ取り、かしめ、組線、 巻線、取付けの業務 ロ 手作業による袋詰め、包装、 箱入れの業務
各 種 商 品 小 売 業 ※衣・食・住にわたる各種の商品を小売する 事業所で、その事業所の性格上いずれが主 たる販売商品であるかが判別できない事 業所	848円 (平成28年12月25日) ※千葉県最低賃金 895円が適用される	(1) から (3) は上記に同じ
自 動 車 (新 車) 小 売 業	922円 (平成30年12月25日)	(1) から (3) は上記に同じ

平成30年度特定最低賃金（産業別）（東京都）

東京都で設定されているすべての特定最低賃金は、現在東京都最低賃金を下回っているため、特定最低賃金対象事業場についても、東京都最低賃金 985 円が適用される。

平成30年度特定最低賃金（産業別）（神奈川県）

神奈川県で設定されているすべての特定最低賃金は、現在神奈川県最低賃金を下回っているため、特定最低賃金対象事業場についても、神奈川県最低賃金 983 円が適用される。

平成30年度特定最低賃金（産業別）（新潟県）

産 業	時間額（発効年月日）	適用が除外される者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業（電球製造業及び電気計測器製造業を除く）	890円 (平成30年12月22日)	1.18歳未満又は65歳以上の者 2.雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3.次に掲げる業務に主として従事する者 (イ) 清掃又は片付けの業務 (ロ) 操作が容易な小型機械を使用して行う電気機械器具、情報通信機械器具若しくは電子部品・デバイス部品の組立て又は加工業務 (ハ) 組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴明け、曲げ、磨き、刻印打ち、かしめ、塗油、検品、材料の送給、取りそろえ、選別、袋詰め、箱詰め又は包装の業務 (ニ) 運搬（動力によるものを除く）、用務員、賄いの業務
各種商品小売業（衣食住にわたる商品を小売する百貨店、総合スーパー等）	824円 (平成30年12月31日)	1.18歳未満又は65歳以上の者 2.雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3.清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者
自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業	898円 (平成30年12月20日)	1.18歳未満又は65歳以上の者 2.雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3.清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者

平成30年度特定最低賃金（産業別）（富山県）

産 業	時間額（発効年月日）	適用範囲	適用が除外される者
アルミニウム第2次製錬・精製業、アルミニウム・同合金圧延業、アルミニウム・同合金鋳物、アルミニウム・同合金ダイカスト、金属製サッシ・ドア、建築用金属製品、アルミニウム・同合金プレス製品製造業	781円 (平成27年12月26日) ※富山県最低賃金821円が適用される	(1) アルミニウム第2次製錬・精製業（アルミニウム合金製造業を含む） (2) アルミニウム・同合金圧延業（抽伸、押出を含む） (3) アルミニウム・同合金鋳物製造業（ダイカストを除く） (4) アルミニウム・同合金ダイカスト製造業 (5) 金属製サッシ・ドア製造業 (6) 建築用金属製品製造業（サッシ、ドア、建築用金属物を除く） (7) アルミニウム・同合金プレス製品製造業 (8) (1) から (7) までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (9) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が (1) から (7) までに掲げる産業に分類されるものに限る。）	手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ、取付け、検数、選別、はんだ付け又は塗装若しくはメッキのマスキング・さび止め処理の業務
玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業	885円 (平成30年12月13日)	(1) 玉軸受・ころ軸受製造業 (2) 他に分類されないはん用機械・装置製造業 (3) トラクタ製造業 (4) 金属工作機械製造業 (5) 機械工具製造業（粉末や金業を除く） (6) ロボット製造業 (7) 自動車・同附属品製造業（自動車製造業（二輪自動車を含む）を除く。） (8) (1) から (7) までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (9) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が (1) から (7) までに掲げる産業に分類されるものに限る。）	手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う包装、洗浄、バリ取り、組付け、袋詰め、箱詰め、選別又は検査の業務、賄いの業務

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	823円 (平成30年12月26日)	(1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業 (2) 電気機械器具製造業（電球・電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。） (3) 情報通信機械器具製造業（電子計算機・同附属装置製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。） (4) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が (1) から (3) までに掲げる産業に分類されるものに限る。）	手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、バリ取り、洗浄、刻印打ち、検査、選別、レットルはり、包装、袋詰め、箱詰め、捺印、塗装、スポット溶接、パーツ挿入及び乾燥の業務
百貨店、総合スーパー	840円 (平成30年11月30日)	百貨店、総合スーパー、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーに分類されるものに限る。）	
自動車（新車）小売業	769円 (平成23年1月20日) ※富山県最低賃金821円が適用される	富山県の区域内で自動車（新車）小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者	賄い、湯沸かし、洗車、ワックスがけ又は塗装のマスキング・さび止め処理の業務

平成30年度特定最低賃金（産業別）（石川県）

産 業	時間額（発効年月日）	適用が除外される者
綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業	782円 (平成29年12月31日) ※石川県最低賃金806円が適用される	○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後3月未満の者であって、技能取得中のもの ○清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ○手作業によるラベルはり、包装、箱詰め、袋詰め、糸切り、糸継ぎ、糸巻き替え、かせ取り、経通し、管巻き、検反、検品、篠替え、玉揚げ、台掃除、染色・精練の準備、綱・網の製造又はその他の補助作業の業務に主として従事する者 ○賄い、軽易な運搬又は下回りの雑務の業務に主として従事する者
金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業	900円 (平成30年12月31日)	○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6月未満の者であって、技能取得中のもの ○清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ○手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又は取付けの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者
自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業	900円 (平成30年12月31日)	○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6月未満の者であって、技能取得中のもの ○清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ○手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又は取付けの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業	847円 (平成30年12月31日)	○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6月未満の者であって、技能取得中のもの ○清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ○手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う巻線、組線、かしめ、取付け、包装又は箱詰め業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者
百貨店、総合スーパー	840円 (平成30年12月31日)	○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ○清掃又は片付けの業務に主として従事する者

平成30年度特定最低賃金（産業別）（福井県）

産 業	時間額（発効年月日）	適用する使用者	適用が除外される者
紡績業、化学繊維、織物、染色整理業	804円 (平成30年12月24日)	福井県の区域内で製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業（製糸業、炭素繊維製造業、ねん糸製造業（かさ高加工糸を除く）及びかさ高加工糸製造業を除く。以下同じ。）、織物業（細幅織物業を除く。以下同じ。）、染色整理業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業、織物業又は染色整理業に分類されるものに限る。）を営む使用者	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業によるラベルはり、包装、箱詰め、袋詰め、糸切り、糸繰り、糸巻き、糸継ぎ、かせ取り、経通し、管巻き、検反、検品、染色・精練の準備、糸巻きもどし、運搬、帯鉄切り、原綿投入その他の補助作業の業務 ハ 賄い、湯沸し又は下回りの業務
繊維機械、金属加工機械製造業	859円 (平成30年12月24日)	福井県の区域内で繊維機械製造業（工業用ミシン製造業、家庭用ミシン製造業及び毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）を除く。以下同じ。）、金属加工機械製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が繊維機械製造業又は金属加工機械製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、はんだ付け、かしめ、バリ取り、ガラシ出し入れ、洗浄、刻印打ち、検数、選別、レットルはり、値札付け、包装、袋詰め、箱詰め、穴あけ、組付け、取付け、材料若しくは部品の取りそろえ、溶接のかす取り又は塗装作業における紙はり若しくはテープはりの業務 ハ 賄い、湯沸かし、軽易な運搬又は工具若し

			くは部品の整理の業務
電気機械器具製造業	840円 (平成30年12月24日)	福井県の区域内で電子デバイス製造業、電子部品製造業、記録メディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造業、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子デバイス製造業、電子部品製造業、記録メディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造業、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業又は映像・音響機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、穴あけ、取付け、バリ取り、洗浄、刻印打ち、検数、選別、レットルはり、値札付け、包装、袋詰め又は箱詰め業務 ハ 賄い、湯沸かし、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務
百貨店、総合スーパー	810円 (平成30年12月24日)	福井県の区域内で百貨店、総合スーパー、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーに分類されるものに限る。）を営む使用者	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
各種商品小売業	750円 (平成23年12月24日) ※福井県最低賃金803円が適用される	衣、食、住にわたる各種商品を一括して一事業所で小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業員が常時50人未満のもの	

平成30年度特定最低賃金（産業別）（山梨県）

産 業	時間額（発効年月日）	適用する使用者	適用が除外される者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	890円 (平成30年12月15日)	山梨県の区域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技術習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う取付け、組線、バリ取り、かしめ、巻線又は穴あけの業務 ハ 手作業により行う熟練を要しない軽易な目視による選別・検数、材料若しくは部品の運搬・取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め又はラベル貼りの業務
自動車・同附属品製造業	896円 (平成31年1月3日)	山梨県の区域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技術習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う熟練を要しないバリ取り、取付け、穴あけ、レッテル張り・ラベル貼り又はかしめの業務(これらの業務のうちライン行程の中で行う業務を除く。) ハ 手作業により行う熟練を要しない検数、供給取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め、選別又はマスキングの業務(これらの業務のうちライン行程の中で行う業務を除く。)

平成30年度特定最低賃金（産業別）（長野県）

産 業	時間額（発効年月日）	適用除外業種	適用が除外される者
計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	872円 (平成30年11月27日)	測量機械器具製造業、理化学機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③次に掲げる業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による選別、袋詰め、箱詰め又は包装の業務 ハ 手作業により又は手工具若しくは手持空圧・電動工具を使用して行う熟練を要しない部品の組立て又は加工の業務
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業	883円 (平成30年11月27日)	ボイラ・原動機製造業、建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業(毛糸手編機械製造業を除く)、計量器・測定器・分析機器・試験器・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所	
各種商品小売業	835円 (平成30年12月31日)		①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者
印刷、製版業	827円 (平成30年12月31日)		①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者

平成30年度特定最低賃金（産業別）（岐阜県）

産 業	時間額（発効年月日）	適用が除外される者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	866円 (平成30年12月21日)	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの ・清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ・電球・電気照明器具製造業で働く者 ・手作業による、選別、包装又はこれらに附帯する業務に主として従事する者 ・卓上において、手作業により又は小型手持動力機、操作が容易な小型機械若しくは手工具を用いて行う巻線、組線又は組付の業務に主として従事する者
自動車・同附属品製造業	910円 (平成30年12月21日)	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの ・清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ・手作業による、選別、包装又はこれらに附帯する業務に主として従事する者 ・卓上における手作業による軽易な業務又は小型機械若しくは手工具を用いて行う軽易な部品加工又は組付の業務に主として従事する者
航空機・同附属品製造業	950円 (平成30年12月21日)	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの ・清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ・手作業による、選別、包装又はこれらに附帯する業務に主として従事する者 ・卓上における手作業による軽易な業務又は小型機械若しくは手工具を用いて行う軽易な部品加工又は組付の業務に主として従事する者

平成30年度特定最低賃金（産業別）（静岡県）

産 業	時間額（発効年月日）	適用が除外される者
タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	879円 (平成30年12月21日)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 下記「特定最低賃金共通の適用除外労働者」に記載の①～③の者 (2) 次に掲げる業務に主として従事する者 <ul style="list-style-type: none"> i) 手作業による軽易な包装、袋詰め、箱詰め又はレッテルはりの業務 ii) 手工具を用いて行うバリ取り、かしめ又は刻印打ちの業務
鉄鋼、非鉄金属製造業	916円 (平成30年12月21日)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 下記「特定最低賃金共通の適用除外労働者」に記載の①～③の者 (2) 次に掲げる業務に主として従事する者 <ul style="list-style-type: none"> i) 手作業による軽易な包装、袋詰め、箱詰め又はレッテルはりの業務 ii) 手工具を用いて行うバリ取り、かしめ又は刻印打ちの業務
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	930円 (平成30年12月21日)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 下記「特定最低賃金共通の適用除外労働者」に記載の①～③の者 (2) 次に掲げる業務に主として従事する者 <ul style="list-style-type: none"> i) 手作業による軽易な包装、袋詰め、箱詰め又はレッテルはりの業務 ii) 手工具を用いて行うバリ取り又は刻印打ちの業務 iii) 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、かしめ、取付け又は巻線の業務（※） <p>（※）ハンダ付け業務は、適用除外になりません</p>
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	900円 (平成30年12月21日)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 下記「特定最低賃金共通の適用除外労働者」に記載の①～③の者 (2) 次に掲げる業務に主として従事する者 <ul style="list-style-type: none"> i) 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、かしめ、取付け又は巻線の業務（※） ii) 手作業による軽易な包装、袋詰め、箱詰め又はレッテルはりの業務 <p>（※）ハンダ付け業務は、適用除外になりません</p>
各種商品小売業（百貨店等、衣・食・住にわたる商品を販売する事業所）	866円 (平成30年12月21日)	下記「特定最低賃金共通の適用除外労働者」に記載の①～③の者

◆ 「特定最低賃金共通の適用除外労働者」

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後6か月未満の者であって、技能習得中のもの（技能実習生は除く）
- ③ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

平成30年度特定最低賃金（産業別）（愛知県）

産 業	時間額（発効年月日）	適用が除外される者	
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業（表面処理鋼材を除く。）	957円 （平成30年12月16日）	軽易な運搬の業務に主として従事する者	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後3か月未満の者であって、技能習得中の者 ・清掃、片付け、賄い又は湯沸かしの業務に主として従事する者
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業（建設用ショベルトラック製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業及び武器製造業を除く。）	928円 （平成30年12月16日）	/	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）を除く。）	901円 （平成30年12月16日）	部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う巻線、組線、かしめ、取付け、はんだ付け、選別、検査又は包装の業務に主として従事する者	
輸送用機械器具製造業（建設用ショベルトラック製造業を含む。自転車・同部分品製造業及び船舶製造・修理業、船用機関製造業を除く。）	936円 （平成30年12月16日）	手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行うバリ取り、穴あけ、検数、選別又は塗装の業務に主として従事する者	
自動車（新車）小売業	921円 （平成30年12月16日）	/	

平成30年度特定最低賃金（産業別）（三重県）

産 業	時間額（発効年月日）	適用業種	適用が除外される者
ガラス・同製品製造業	879円 (平成30年12月20日)	(1) ガラス・同製品製造業（E211） (2) (1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3) 純粋持株会社を営む使用者（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。）	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇い入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に従事する者
電線・ケーブル製造業	900円 (平成30年12月20日)	(1) 電線・ケーブル製造業（E234） (2) (1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3) 純粋持株会社を営む使用者（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。）	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇い入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 書類等の複写、集配又は簡易な入力業務 ハ 手作業による軽易な包装、箱詰め又は運搬の業務
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	886円 (平成30年12月20日)	(1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業（E28） (2) 電気機械器具製造業（電球・電気照明器具製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）（E29） (3) 情報通信機械器具製造業（ビデオ機器製造業、デジタルカメラ製造業、電子計算機・同附属品装置製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）（E30） (4) 純粋持株会社を営む使用者（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇い入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 卓上において手工具又は小型動力機を用いて行う組線、巻線、端末処理、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、バリ取り、マーク打ち、打抜き又は刻印の業務 ハ 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の供給若しくは取りそろえ、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスクング、みがき、脱脂、塗油又は運搬の業務 ニ 書類等の事業場内集配、複写又は運搬の業務 ホ 賄い又は雑役の業務

		までに掲げる産業に分類されるものに限る。）	
建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・付属品製造業（E315）	921円 (平成30年12月20日)	(1) 建設機械・鉱山機械製造業（E262）のうち建設用ショベルトラック製造業 (2) 自動車・同附属品製造業（E311） (3) 船舶製造・修理業、船用機関製造業（E313） (4) 産業用運搬車両・同部分品・付属品製造業（E315） (5) その他の輸送用機械器具製造業（E319）（自転車・同部分品製造業を除く。） (6) (1)から(5)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (7) 純粋持株会社を営む使用者（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(5)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇い入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 賄いの業務 ハ 書類等の事業場内集配、複写又は運搬の業務 ニ 手作業により又は手工具若しくは小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、かしめ、穴あけ、取付け、選別、検数又は材料若しくは部品の送給、取りそろえの業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。） ホ 手作業による簡単なさび落とし、塗装若しくはメッキにおけるマスクング又はさび止めの処理の業務

平成30年度特定最低賃金（産業別）（滋賀県）

産 業	時間額（発効年月日）	適用業種	適用が除外される者
ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業	905円 (平成30年12月29日)	ガラス・同製品製造業、セメント・同製品製造業（生コンクリート製造業及びコンクリート製品製造業を除く）、衛生陶器製造業、炭素・黒鉛製品製造業、炭素繊維製造業	・雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	910円 (平成30年12月29日)	はん用機械器具製造業、農業用機械製造業（農用器具を除く）のうちの農業用トラクタ製造業、建設機械・鉱山機械製造業（建設用ショベルトラック製造業を除く）、繊維機械製造業、生活関連産業用機械製造業、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業	・雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	894円 (平成30年12月29日)	体積計製造業、はかり製造業、圧力計・流量計・液面計等製造業、精密測定器製造業、分析機器製造業、試験機製造業、その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、光学機械器具・レンズ製造業、電子デバイス製造業、電子部品製造業、記録メディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造業、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、民生用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、電子応用装置製造業、通信機械器具・同	・雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ・手作業による刻印、包装又は選別の業務に主として従事する者 ・部品の組立ての業務のうち、卓上で行う軽易な組線、巻線、かしめ又は取付けの業務に主として従事する者

		関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業	
自動車・同附属品製造業	914円 (平成30年12月29日)	自動車・同附属品製造業	・雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ・卓上で行う軽易な部品の組立て、刻印、選別、包装又はバリ取りの業務に主として従事する者 ・手作業又は手工具若しくは小型機械を用いて行うシートベルトのウェビングの溶断又は縫製の業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）
各種商品小売業	840円 (平成30年12月29日)	※各種商品小売業とは「衣、食、住にわたる各種の商品を一括して一事業所で小売する事業所」が該当します。（例：百貨店、総合スーパーなど）	・雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの

平成30年度特定最低賃金（産業別）（京都府）

産 業	時間額（発効年月日）	適用が除外される者
金属製品製造業 金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業（粉末や金製品製造業を除く） E240 E245（E2453を除く） E248 L7282（一部除く）	921円 （平成30年12月22日）	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 下記業務に主として従事する者 ・清掃、片付け又は賄いの業務 ・部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ取りの業務 ・手作業による検数、選別、包装、材料若しくは部品の取りそろえ又は洗浄の業務 ・塗装若しくはメッキにおけるマスクング又はさび止め処理の業務 ・書類等の事業場内集配又は複写の業務
電気機械器具製造業 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 E28、E29、E30 L7282（一部除く）	919円 （平成30年12月22日）	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 下記業務に主として従事する者 ・清掃、片付け又は賄いの業務 ・部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ取りの業務 ・手作業による検数、選別、包装、材料若しくは部品の取りそろえ又は洗浄の業務 ・塗装若しくはメッキにおけるマスクング又は防さび処理の業務 ・書類等の事業場内集配又は複写の業務
輸送用機械器具製造業 輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業 ※ 輸送用機械器具製造業は自転車・同部品製造業を除く、建設機械・鉱山機械製造業は建設用ショベルトラック製造業に限る E310、E311 E312、E313 E314、E315 E319（E3191を除く） E2621（一部除く） L7282（一部除く）	927円 （平成30年12月22日）	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 下記業務に主として従事する者 ・清掃、片付け又は賄いの業務 ・部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ取りの業務 ・手作業による検数、選別、包装、材料若しくは部品の取りそろえ又は洗浄の業務 ・塗装若しくはメッキにおけるマスクング又は防さび処理の業務 ・手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う簡易なさび止め、さび落とし又は塗装の業務 ・書類等の事業場内集配又は複写の業務
各種商品小売業 ※ 衣食住にわたる商品を一括して一事業場で小売りする事業所 I56 L7282（一部除く）	884円 （平成30年12月22日）	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの ・清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者

自動車（新車）小売業 ※自動車（新車）小売業のうち、自動車メーカー（販売子会社及び日本法人を含む）と新車販売契約を結んでいるディーラー I590 I5911（一部除く） L7282（一部除く）	885円 （平成30年12月22日）	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの。ただし、自動車整備の業務に主として従事する者については、雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 下記業務に主として従事する者 ・清掃、片付け又は賄いの業務 ・洗車、ワックスかけ又は駐車場内整理の業務 ・受付補助又は書類等の事業場内集配、複写若しくは転記の業務
印刷業 E150、E151 L7282（一部除く）	京都府最低賃金を下回っていることから、京都府最低賃金の時間額 882円が適用されます。 （平成30年10月1日）	
はん用・生産用・業務用機械器具製造業 ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、繊維機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、金属加工機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業（建設用クレーン製造業に限る） E250、E252、E253 E2596、E260 E2621（一部除く） E263、E264、E265 E266、E267 E2693、E2699 E270、E271、E272 L7282（一部除く）		
自動車小売業 ※中古車、自動車部分品・附属品小売業を含む I590 I591（I5914を除く） L7282（一部除く）	京都府最低賃金を下回っていることから、京都府最低賃金の時間額 882円が適用されます。 （平成30年10月1日） ただし、日給制の労働者については、自動車小売業最低賃金の日額5,926円の適用もあります。	

平成30年度特定最低賃金（産業別）（大阪府）

産 業	時間額（発効年月日）	適用が除外される者
塗 料 製 造 業	948円 (平成30年12月1日)	次の業務に主として従事する方 (1) ラベルはりの業務 (2) 手作業による空き缶及びふたの取りそろえ並びに充てんラインへの送給、包装、箱詰め、袋詰め、こん包又は18リットル缶未満の充てん製品運搬の業務
鉄 鋼 業	946円 (平成30年12月1日)	<p>(1) 18歳未満又は65歳以上の方</p> <p>(2) 雇入れ後3月未満の技能習得中の方</p> <p>(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する方</p>
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業	939円 (平成30年12月1日)	
自動車・同附属品製造業	941円 (平成30年12月1日)	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	937円 (平成30年12月1日)	次の業務に主として従事する方 (1) 手作業による包装又は袋詰め業務 (2) 部品の組立て又は加工の業務のうち、手工具又は小型動力工具を使用して行う組線、取付け、かしめ、巻線若しくは刻印の業務
非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	937円 (平成30年12月1日)	主としてワイヤーハーネスの製造に係る業務のうち、手工具若しくは小型動力工具を使用して行う組線、取付け、かしめ又は刻印の業務に従事する方
自 動 車 小 売 業	937円 (平成30年12月1日)	

平成30年度特定最低賃金（産業別）（兵庫県）

産 業	時間額（発効年月日）	適用する使用者	適用が除外される者
塗 料 製 造 業	949円 (平成30年12月1日)	(1) 塗料製造業 (2) (1) に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・軽易な運搬又は賄いの業務 ・手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、値札付け、検数若しくは選別の業務 ・(注1) (注2) に留意してください
鉄 鋼 業	943円 (平成30年12月1日)	(1) 鉄鋼業	<ul style="list-style-type: none"> ・軽易な運搬又は賄いの業務 ・(注1) (注2) に留意してください
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業	921円 (平成30年12月1日)	(1) はん用機械器具製造業 (2) 生産用機械器具製造業 (3) 業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ・賄いの業務 ・手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、レッテル貼り、値札付け、検数又は選別の業務 ・塗装におけるマスキングの業務 ・軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 ・材料の送給、洗浄、取揃え、刻印打ち又は結束の業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。） ・(注1) (注2) に留意してください
電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業	873円 (平成30年12月1日)	(1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業 (2) 電気機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。） (3) 情報通信機械器具製造業	<ul style="list-style-type: none"> ・軽易な運搬又は賄いの業務 ・手作業により又は手工具、小型電動工具、卓上旋盤若しくは卓上ボール盤その他これらに準ずる操作が容易な小型機械（卓上において行うものに限る。）を用いて行う材料の送給、洗浄、取揃え、選別、部分品の差し・曲げ・切り、穴あけ、ねじ合わせ、刻印打ち、みがき、バリ取り、組線、巻線、はんだ付け、かしめ、取付け、塗装、

			塗油、検査、検数、結束、袋入れ、箱入れ、包装、レッテル貼り又は値札付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。） ・(注1) (注2) に留意してください
輸送用機械器具製造業	954円 (平成30年12月1日)	(1) 鉄道車両・同部分品製造業 (2) 船舶製造・修理業、船用機関製造業 (3) 航空機・同附属品製造業 (4) 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 (5) その他の輸送用機械器具製造業（自転車・同部分品製造業を除く。） (6) (1) から (5) までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・賄いの業務 ・塗装におけるマスキングの業務 ・軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 ・材料の送給、洗浄、取揃え、刻印打ち又は結束の業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。） ・(注1) (注2) に留意してください
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業	875円 (平成30年12月1日)	(1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業（理化学機械器具製造業を除く。） (2) (1) に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・賄い、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 ・手作業による小物部品の包装、袋詰め又は箱入れの業務 ・(注1) (注2) に留意してください
自動車小売業	876円 (平成30年12月1日)	(1) 自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。） (2) (1) に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・洗車又はワックスかけの業務 ・塗装におけるマスキング又はさび止め処理の業務 ・(注1) (注3) に留意してください

(注1) 適用除外する労働者には、適用除外する労働者欄に掲げる業務に主として従事する者のほか、「18歳未満又は65歳以上の者」、「清掃又は片付けの業務に主として従事する者」も該当します。
(注2) 適用除外する労働者には、適用除外する労働者欄に掲げる業務に主として従事する者のほか、「雇入れ後6か月未満の者であって、技能習得中のもの」も該当します。
(注3) 適用除外する労働者には、適用除外する労働者欄に掲げる業務に主として従事する者のほか、「雇入れ後3か月未満の者であって、技能習得中のもの」も該当します。

平成30年度特定最低賃金（産業別）（奈良県）

産 業	時間額（発効年月日）	適用する使用者	適用が除外される者
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	878円 (平成30年12月26日)	奈良県の区域内でははん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業（建設用ショベルトラック製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、業務用機械器具製造業（計量器・測定器・析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業又は業務用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、組線、巻線、かしめ、穴あけ、組付け又は取付けの業務
電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業	865円 (平成30年12月26日)	奈良県の区域内で、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、民生用電気機械器具製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、民生用電気機械器具製造業又は電子部	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、穴あけ、取付け、バリ取り、洗浄、刻印打ち、検数、選別、レッテルはり、値札付け、包装、袋詰め、箱詰め、又は電線被膜はく離の業務

		品・デバイス・電子回路製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者	
自動車小売業	867円 (平成30年12月26日)	奈良県の区域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
木材・木製品・家具・装備品製造業	816円 日額6,527円 (平成元年1月25日)	奈良県の区域内で木材・木製品製造業又は家具・装備品製造業を営む使用者	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ただし、次に掲げる業務に主として従事する者であって、当該業務に従事した期間が技能習得期間を含め通算して2年以上のものは適用される。 イ 製材の段取り又は木取りの業務 ロ 製材用原木を帯のこ盤又は丸のこ盤（以下「製材用のこぎり」という。）を使用して所定寸法にひき割る業務のうち、機械の操作、歩出し又は腹押しの業務 ハ 製材用のこぎりの目立ての業務 ニ 製材製品のうち柱及び造作材の格付け選別の業務

平成30年度特定最低賃金（産業別）（和歌山県）

産 業	時間額（発効年月日）	適用される労働者	適用が除外される者
鉄 鋼 業	921円 (平成30年12月30日)	和歌山県の区域内で鉄鋼業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じて主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の者 (3) 清掃又は片付けの業務（鉄鋼業においてはさらに賄いの業務）に主として従事する者
百貨店、総合スーパー	830円 (平成30年12月30日)	和歌山県の区域内で百貨店、総合スーパー、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じて主要な経済活動が百貨店、総合スーパーに分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者	

平成30年度特定最低賃金（産業別）（鳥取県）

産 業	時間額（発効年月日）	適用が除外される者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	790円 (平成30年12月28日)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって技能習得中のもの
各種商品小売業	718円 (平成28年12月17日) ※鳥取県最低賃金762円が適用される	(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (4) 「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」については、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う「組線」、「取付け」、「包装又は箱詰め」の業務に主として従事する者

平成30年度特定最低賃金（産業別）（島根県）

産 業	時間額（発効年月日）	適用が除外される者
製鋼・製鋼圧延業、 鉄素形材製造業	886円 (平成30年11月24日)	1. 18歳未満又は65歳以上の者 2. 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3. 次の業務に主として従事する者 ① 清掃、片付け又は整理の業務 ② 選別、検数、結束又は包装の業務 ③ 運転停止中の機械、器具その他設備の掃除の業務 ④ 手作業による運搬の業務 ※ 電気機械器具等製造業については、次の業務に主として従事する者も含まれる ⑤ 部分品の組立て又は加工の業務のうち、手工具若しくは小型動力機による組線、取付け若しくははかしの業務又は熱処理を伴わない、刃物若しくはへらによるはんだ付け部の修正及び掃除を行う軽易な業務
はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具製造業	867円 (平成30年11月25日)	
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	800円 (平成30年12月9日)	
自動車・同附属品製造業	859円 (平成30年12月1日)	
自動車（新車）小売業	838円 (平成30年11月29日)	
百貨店、総合スーパー	750円 (平成29年11月22日) ※島根県最低賃金 764円が適用される	

平成30年度特定最低賃金（産業別）（岡山県）

産 業	時間額（発効年月日）	適用が除外される者
耐火物製造業	918円 (平成30年12月20日)	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの なお、「鉄鋼業」「自動車・同附属品製造業」「船舶製造・修理業、船用機関製造業」については、雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者
鉄 鋼 業	939円 (平成30年12月19日)	
空気圧縮機・ ガス圧縮機・送風機、 家庭用エレベータ、 冷凍機・温湿調整装置、 玉軸受・ころ軸受、 農業用機械、縫製機械、 生活関連産業用機械、 基礎素材産業用機械、 半導体・フラットパネル ディスプレイ製造装置、 真空装置・真空機器、 他に分類されない生産用 機械・同部分品、 事務用機械器具、 サービス用・娯楽用機械 器 具 製 造 業	912円 (平成31年1月2日)	
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	854円 (平成30年12月13日)	
自動車・同附属品製造業	900円 (平成30年12月16日)	
船舶製造・修理業、 船用機関製造業	931円 (平成30年12月22日)	
各種商品小売業	856円 (平成30年12月26日)	

平成30年度特定最低賃金（産業別）（広島県）

産 業	時間額（発効年月日）	適用が除外される者
製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、 可鍛鋳鉄製造業、 その他の鉄鋼業 ※高炉によらない製鉄業 等を除く	946円 (平成30年12月31日)	
建設用・建築用金属製品、 その他の金属製品製造業 ※製缶板金業を含む	902円 (平成30年12月31日)	卓上において手工具又は小型 電動工具を用いて行う巻線、 はんだ付け、かえり取り、鋳 ばり取り又はかしめの業務
はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具製造業 ※建設用ショベルトラッ ク製造業を除く	912円 (平成30年12月31日)	卓上において手工具又は小型 電動工具を用いて行う巻線、 はんだ付け、かえり取り、鋳 ばり取り又はかしめの業務
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業 ※民生用電気機械器具製 造業等を除く	873円 (平成30年12月31日)	部品の組立て又は加工の業務 のうち、手作業により又は手 工具若しくは小型電動工具を 用いて行う巻線、かえり取り、 鋳ばり取り、かしめ、組線、 取付け又は小物部品の包装若 しくは箱入れの業務
自動車・同附属品製造業	892円 (平成30年12月31日)	卓上において手工具又は小型 電動工具を用いて行うばり取 り又ははんだ付けの業務
船舶製造・修理業、 船用機関製造業	934円 (平成30年12月31日)	卓上において手工具又は小型 電動工具を用いて行う巻線、 はんだ付け、かえり取り、鋳 ばり取り又はかしめの業務
各種商品小売業 ※衣、食、住にわたる商 品を小売するもので、 その性格上いずれが主 たる販売商品であるか が判別できない事業所 (百貨店、総合スーパー 等)	858円 (平成30年12月31日)	倉庫番、値札付けの業務
自動車小売業 ※二輪自動車小売業（原 動機付自転車を含む） を除く	890円 (平成30年12月31日)	

- ① 年齢18歳未満又
は65歳以上の者
② 雇入れ後6月未
満の者であって、
技能習得中のも
の
③ 清掃又は片付け
の業務に主とし
て従事する者

平成30年度特定最低賃金（産業別）（山口県）

産 業	時間額（発効年月日）	適用する使用者	適用が除外される者
鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業	939円 (平成30年12月15日)	山口県の区域内で非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）、非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）、非鉄金属素形材製造業（非鉄金属鍛造品製造業を除く。以下同じ。）、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、鉄鋼業（高炉による製鉄業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）、非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）、非鉄金属素形材製造業又は鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は炊事の業務 ロ 手作業による洗浄、包装又は箱詰め ハ 倉庫番又は場内整理の業務
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	865円 (平成30年12月15日)	山口県の区域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（自動車用ワイヤハーネス製造業、民生用電気機械器具製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による包装、箱詰め、選別、検数、捺印、値札付け又は洗浄の業務

輸送用機械器具製造業	909円 (平成30年12月15日)	山口県の区域内で輸送用機械器具製造業（航空機・同附属品製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業（自転車・同部分品製造業を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は炊事の業務 ロ 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは小型機械を用いて行うかきめ、簡易な組立て、レットル貼り、電線切断又は簡易な部分品の検査の業務 ハ 手工具又は小型手持動力機を用いて行う簡易なバリ取り又は面取りの業務 ニ 手作業による包装、箱詰め、シーリング、マスキング、塗布又は部分品若しくは材料の接着、仕分け若しくは取りそろえの業務
百貨店、総合スーパー	822円 (平成30年12月15日)	山口県の区域内で百貨店、総合スーパー、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーに分類されるものに限る。）を営む使用者	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は炊事の業務に主として従事する者

平成30年度特定最低賃金（産業別）（徳島県）

産 業	時間額（発効年月日）	適用が除外される者
造 作 材 ・ 合 板 ・ 建 築 用 組 立 材 料 製 造 業	857円 (平成30年12月21日)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 木材の結束、包装、箱詰め又は手作業による木材の研磨の業務 (4) 繊維板製造業及び床板製造業に従事する者
は ん 用 機 械 器 具 、 生 産 用 機 械 器 具 、 業 務 用 機 械 器 具 製 造 業	900円 (平成30年12月21日)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 玉軸受、ころ軸受製造業に係る業務のうち、切削くずの取り除き等の業務 (4) メリヤス針製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業及び武器製造業に従事する者
電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 、 電 気 機 械 器 具 、 情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業	862円 (平成30年12月21日)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 手工具又は小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ及び巻線の業務 (4) 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業及び電球・電気照明器具製造業に従事する者

平成30年度特定最低賃金（産業別）（香川県）

産 業	時間額（発効年月日）	適用が除外される者
冷 凍 調 理 食 品 製 造 業	793円 (平成30年12月15日)	① 手作業による原料の前処理の業務 ② 手作業による容器の洗浄、ラベル貼り、紙箱の組立て、容器詰め又は包装の業務に主として従事する者
は ん 用 機 械 器 具 、 生 産 用 機 械 器 具 、 業 務 用 機 械 器 具 製 造 業	915円 (平成30年12月15日)	
電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 、 電 気 機 械 器 具 、 情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業 ※光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業、電池製造業、その他の電気機械器具製造業を除く	862円 (平成30年12月15日)	① 賄いの業務に主として従事する者 ② 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者
船 舶 製 造 ・ 修 理 業 、 船 用 機 関 製 造 業	928円 (平成30年12月15日)	

1.18歳未満又は65歳以上の方
2.雇入れ後6月未満の技能習得中の方
3.清掃又は片付けの業務に主として従事する方

平成30年度特定最低賃金（産業別）（愛媛県）

産 業	時間額（発効年月日）	適用が除外される者
パルプ、紙製造業 (機械すき和紙製造業、手すき和紙製造業、内装用ライナー製造業、建材原紙製造業は除く。)	894円 (平成30年12月25日)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による梱包、レッテルはり、捺印、選別又は検査の業務 ハ 炊事、湯茶の給仕、守衛又は雑役の業務
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 (計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業は除く。)	902円 (平成30年12月25日)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ バリ取り・溶接かす取り、洗浄、さび若しくは傷の防止のための塗装、検数、包装又は手作業による機械部品の組立ての業務 ハ 中子の造型、卓上ボール盤による穴あけ又はプレスによる打抜き業務
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業は除く。)	870円 (平成30年12月25日)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による検数、選別、包装、袋詰め、箱詰め又は洗浄の業務 ハ 手作業により又は手工具若しくは小型手持電動工具を用いて行う磨き、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、曲げ又はバリ取りの業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。)
船舶製造・修理業、船用機関製造業	910円 (平成30年12月25日)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 小物類のサンダーがけ、断熱・防火材（木ぎ装を除く。）の取付け若しくは取外し、パイプ水圧試験の検査補助、パイプ・ゴムホース類の漏れの点検又は足場部材の整備の業務 ハ 簡単な工具若しくは器具の修理又は消耗品の払出しの業務
各種商品小売業	789円 (平成30年12月25日)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 倉庫番、レッテルはり、値札付け、包装又は袋詰め業務

平成30年度特定最低賃金（産業別）（高知県）

産 業	時間額（発効年月日）	適用範囲	適用が除外される者
電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業	788円 (平成30年12月30日)	高知県の区域内で電子応用装置製造業、映像・音響機械器具製造業（電気音響機械器具製造業を除く。以下同じ。）、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子応用装置製造業、映像・音響機械器具製造業又は電子部品・デバイス・電子回路製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは操作の容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め又は部品そう入の業務。ただし、部品そう入については、基幹的業務となっているものを除く。
一般貨物自動車運送業	910円 (平成19年6月2日) ※高知県最低賃金762円が適用される	高知県の区域内で一般貨物自動車運送業を営む使用者（貨物の運搬に供する車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の自動車の運転の業務に従事するもの）	(1) 21歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者 (3) 集荷場、貨物ターミナル等貨物の集散する場所の間を運送する貨物を集荷し又は当該場所の間を運送した貨物を配達する業務に従事する者 (4) 生コンクリート又は土砂等（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第2条第1項の土砂等をいう。）を運搬する業務に従事する者

平成30年度特定最低賃金（産業別）（福岡県）

産 業	時間額（発効年月日）	適用する使用者	適用が除外される者
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	950円 (平成30年12月10日)	福岡県の区域内で製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が製鉄業、製鋼・製鋼圧延業又は製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）に分類されるものに限る。）を営む使用者	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は整理の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	905円 (平成30年12月10日)	福岡県の区域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次の業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手工具又は小型動力機を用いて行う業務のうち、(イ)組線、かしめ、取付け又は巻線の業務(ロ)バリ取り、かえり取り又は鋳ばり取りの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。） ハ 手作業による包装・袋詰め・箱詰め、材料の送給又は取り揃えの業務
輸送用機械器具製造業（船舶製造・修理業、船用機関製造業、自転車・同部分品製造業を除く）	923円 (平成30年12月10日)	福岡県の区域内で輸送用機械器具製造業（船舶製造・修理業、船用機関製造業、自転車・同部分品製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け、賄い又は湯沸しの業務に主として従事する者

		済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者	
百貨店、総合スーパー（衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業者が常時50人以上のもの）	867円 (平成30年12月10日)	福岡県の区域内で百貨店、総合スーパー、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーに分類されるものに限る。）を営む使用者	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (4) 倉庫番、包装、袋詰め、場内整理、検品又は容器の洗浄の業務に従事する者
自動車（新車）小売業	915円 (平成30年12月10日)	福岡県の区域内で自動車（新車）小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

平成30年度特定最低賃金（産業別）（佐賀県）

産 業	時間額（発効年月日）	適用される産業	適用が除外される者
一般機械器具製造業関係	847円 (平成30年12月28日)	ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業（冷凍機・温湿調整装置製造業を除く。）、その他のはん用機械・同部分品製造業、農業用機械製造業（農業用器具を除く。）、建設機械・鉱山機械製造業（建設用ショベルトラック製造業を除く。）、生活関連産業用機械製造業、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者
電気機械器具製造業関係	816円 (平成30年12月26日)	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、電池製造業、その他の電気機械器具製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業、電子デバイス製造業、電子部品製造業、記録メディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造業、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社	
陶磁器・同関連製品製造業	763円 (平成30年12月8日)	陶磁器・同関連製品製造業、当該産業において、管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社	

平成30年度特定最低賃金（産業別）（長崎県）

産 業	時間額（発効年月日）	適用範囲	適用が除外される者
はん用機械器具、生産用機械器具製造業	861円 (平成30年12月12日)	(1)はん用機械器具製造業（家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業を除く。） (2)生産用機械器具製造業（農業用機械製造業（農業用器具を除く）（農業用トラクタ製造業を除く。）、建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業を除く。）	①手作業による包装、袋詰め又は箱詰めの業務 ②軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 ③書類等の事業所内集配又は複写の業務
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	808円 (平成30年12月27日)	(1)電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業を除く。） (2)電気機械器具製造業（電球・電気照明器具製造業、電池製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業を除く。） (3)情報通信機械器具製造業	①手作業による包装、袋詰め又は箱詰めの業務 ②軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務
船舶製造・修理業、船舶機関製造業	861円 (平成30年12月14日)	船舶製造・修理業、船舶機関製造業	書類等の事業所内集配又は複写の業務
適用除外（3業種共通） ①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6か月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者			

平成30年度特定最低賃金（産業別）（熊本県）

産 業	時間額（発効年月日）	適用する使用者	適用が除外される者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	807円 (平成30年12月15日)	熊本県の区域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋株式会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う巻線、組線、かしめ、洗浄、取付け、はんだ付け、バリ取り、選別、検査、包装、袋詰め、箱詰め又はこん包の業務（これらの業務のうち流れ作業で行う業務を除く。）
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	858円 (平成30年12月15日)	熊本県の区域内で自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋株式会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業又は船舶製造・修理業、船用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
百貨店、総合スーパー	765円 (平成30年12月15日)	熊本県の区域内で百貨店、総合スーパー、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋株式会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーに分類されるものに限る。）を営む使用者	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

平成30年度特定最低賃金（産業別）（大分県）

産 業	時間額（発効年月日）	適用が除外される者
鉄 鋼 業	915円 (平成30年12月25日)	1.18歳未満又は65歳以上の者 2.雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3.清掃又は片付けの業務に主として従事する者 4.電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の I.手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う巻線、穴あけ、ねじ切り、かしめ、洗浄、電線はく離、塗油、取付け、バリ取り、組線、捺印、はんだ付け、ラベルはり、選別又は検数の業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 II.手作業で行う袋詰め、箱詰め又は包装の業務に主として従事する者
非 鉄 金 属 製 造 業	886円 (平成30年12月25日)	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	807円 (平成30年12月25日)	
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	853円 (平成30年12月25日)	
各 種 商 品 小 売 業	716円 (平成28年12月25日) ※大分県最低賃金762円が適用される	
自動車（新車）小売業	821円 (平成30年12月25日)	

平成30年度特定最低賃金（産業別）（宮崎県）

産 業	時間額（発効年月日）	適用労働者の範囲
部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業	678円 (平成26年12月26日) ※宮崎県最低賃金 762円が適用される	部分肉・冷凍肉製造業、肉加工品製造業、処理牛乳・乳飲料製造業、乳製品製造業（処理牛乳、乳飲料を除く）の労働者（食鳥・プロイラー処理加工業等は除く）
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	775円 (平成30年12月29日)	電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く）を除く）、情報通信機械器具製造業の労働者 ただし、次に掲げる業務に主として従事する者を除く (1) 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う、組線、巻線、かしめ、洗浄、取付け、はんだ付け、バリ取り、溶接、刻印、選別又は検査の業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く） (2) 手作業による袋詰め、箱詰め、包装、レッテル貼り、材料の送給又は取りそろえの業務 (3) 賄い又は工具の整理の業務
各種商品小売業	705円 (平成27年12月24日) ※宮崎県最低賃金 762円が適用される	百貨店、総合スーパー、その他の各種商品小売業の労働者（衣・食・住にわたる各種の商品を一括して一の事業場で小売する事業所）
自動車（新車）小売業	804円 (平成30年12月16日)	自動車（新車）小売業の労働者 ただし、洗車又は納車引取りの業務に主として従事する者を除く

平成30年度特定最低賃金（産業別）（鹿児島県）

産 業	時間額（発効年月日）	適用が除外される者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業（医療用計測器製造業を除く、ただし心電計製造業は含む）	788円 (平成30年12月28日)	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、バリ取り、かえり取り、鋳ばり取り、刻印又は選別の業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。） ハ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め、材料の送給又は取りそろえの業務
百貨店、総合スーパー	693円 (平成26年12月26日) ※鹿児島県最低賃金 761円が適用される	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者
自動車（新車）小売業	821円 (平成30年12月28日)	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者

平成30年度特定最低賃金（産業別）（沖縄県）

産 業	時間額（発効年月日）	適用範囲	適用が除外される者
糖 類 製 造 業	769円 (平成30年11月25日)	砂糖製造業 ・砂糖精製業 ・ぶどう糖・水飴・異性化 糖製造業	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能修得中の者 ③清掃、片付けその他にこれらに準ずる軽易な業務に主として従事する者
新 聞 業	823円 (平成30年11月15日)	新聞業	
各 種 商 品 小 売 業	770円 (平成30年11月23日)	百貨店、総合スーパー ・その他の各種商品小売業	
自 動 車（新車）小 売 業	770円 (平成30年11月18日)	自動車（新車）小売業	